ファミリー・サポート・センター事業をご利用する方へ 幼児教育・保育無償化について

1. 利用料の無償化について

令和元年 10 月 1 日より以下の方は新潟市に申請をすることでファミリー・サポート・センター事業の利用料が上限額まで無料となります。

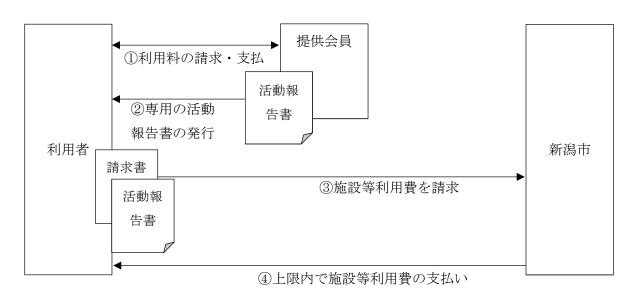
- ①保育の必要性がある 3~5 歳児(月額 37,000 円まで)
- ②保育の必要性があり、かつ非課税世帯の 0~2 歳児(月額 42,000 円まで)
- ★…保育の必要性とは就労や看護など一時的・恒常的に家庭で保育をできない理由のことをいいます。
- ★…対象となるのは報酬部分だけです。食費やガソリン代などの実費は対象外となります。
- ★…対象となるのは「保育」を含む活動です。「送迎のみ」の場合などは対象となりません。
- ★…認可教育・保育施設に通っている児童は原則として対象外です。幼稚園に通っている児童については一定の条件を満たした場合に無償化の対象となります。

2. 利用方法

無償化の制度を利用するためには以下の手続きが必要です。

- ①「施設等利用給付認定申請書」へ必要事項を記入し添付書類と併せて提出してください。
- ②審査が終了次第、区役所から認定通知が送られてくるので大切に保管してください。
- ③ファミサポを利用し、提供会員から無償化専用の活動報告書を受け取ってください。
- ④「施設等利用費請求書」に必要事項を記入し、「③」で受け取った活動報告書と併せて、各区役所へ 提出してください。
- ⑤指定の口座へ新潟市より利用料分の金額が振り込まれるので確認してください。振込日は申請を受け付けた日により異なります。

【ファミサポの利用方法(認定申請後)】



【お問い合わせ先】新潟市役所こども未来部保育課:025-226-1228